平成２１年（フ）第８５０４号
大阪市住吉区苅田６丁目11番38号　第３ＴＹハイム205号
債務者　柴田　安子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４１号
大阪市北区長柄西１―７―49　姫野マンション５号、住民票上の住所大阪市北区長柄中２丁目５番31号
債務者　小川　孝広
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６４号
大阪市東淀川区相川３―11―24、外国人登録原票上の住所大阪市生野区小路３丁目18番５号　シャトー村井402
債務者　高山美予こと　金　　美余
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６６号
大阪市生野区中川３丁目３番11―1108号
債務者　岩間　浩志
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６０２号
大阪市東住吉区桑津５丁目３番６―210号
債務者　小野　宏茂
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６０６号
大阪市此花区桜島３丁目８番１―106号
債務者　畠　　恭輔
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１７号
大阪府寝屋川市桜木町10番12号　桜木マンション301
債務者　溝口　幸一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４５号
大阪市中央区内久宝寺町３丁目２番７号　メゾン内久宝寺501
債務者　髙嶋　亜季
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６１号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ａ―914号
債務者　田内　貞子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６２号
大阪府枚方市津田西町１丁目16番17号
債務者　和泉　　實
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６５号
大阪府吹田市山田東４丁目37番29号
債務者　浦川　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６６号
大阪市東住吉区今川５丁目３番８―502号
債務者　井戸　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６７号
大阪府八尾市南本町８丁目２番１－８号
債務者　谷脇　美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１７６号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀790番地の５
債務者　榎　　真澄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６３号
堺市中区深井沢町3250番地　ロイヤルハイツジェミニ101号
債務者　松浦　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１５号
大阪府松原市東新町５丁目３番17号、前住所大阪府茨木市玉櫛１丁目10番10―401号
債務者　永井るり子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１０号
大阪府松原市南新町６丁目４番２　レオパレス布忍Ｂ棟108号室
債務者　平野　幹雄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係